

私立学校法の改正について(概要)

令和2年4月1日施行

改正事項

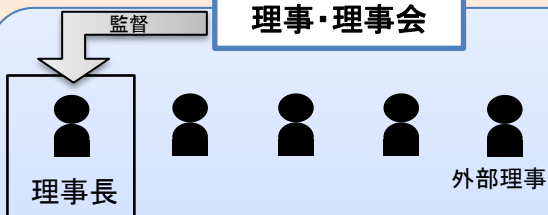
- (1) 役員の職務及び責任の明確化等に関する規定の整備 **【第24条、第35条の2、第37条、第42条、第44条の2等関係】**
 ①学校法人の責務の新設 ②役員責任の明確化 ③理事・理事会機能の実質化 ④監事の理事に対する牽制機能の強化 ⑤評議員会機能の実質化
- (2) 情報公開の充実 **【第33条の2、第47条、第63条の2等関係】** (3) 中期的な計画の作成 **【第45条の2関係】**
- (4) 破綻処理手続きの円滑化 **【第50条の4関係】** 等

学校法人

- (1) 役員職務及び責任の明確化等に関する規定の整備
 ①学校法人の責務の新設: 運営基盤の強化、教育の質の向上、運営の透明性の確保(24条)

【大】は大学等を設置する文部科学大臣所轄法人のみ対象

理事・理事会



- 【選任】**
 ・校長、評議員に加え寄附行為の定めるところにより選任された者が就任
 ・5名以上で組織
 ・1名以上が外部理事
 ・欠格事由あり

- 【義務・責任】**
 ・忠実義務
 ・利益相反行為規制
 (代表権のある理事のみ、所轄庁による特別代理人の選任が必要)

- ③特別の利害関係を有する理事の議決権排除(36条)

- ③利益相反取引制限の対象拡大(40条の5)

- ③監事への報告義務(著しい損害を及ぼすおそれのある事実)(40条の5)

- ②善管注意義務(35条の2)

- ②法人・第三者への損害賠償責任(44条の2~44条の4)

- ②学校法人から役員等に対する特別の利益供与禁止(26条の2)

監事



- 【選任】**
 ・評議員会の同意により理事長が選任
 ・2名以上必要
 ・1名以上が外部監事
 ・欠格事由・兼任禁止

- 【理事・理事会への牽制機能】**
 ・業務監査・財産状況監査
 ・監査報告書の作成・提出
 ・不正行為の報告
 ・(不正等の場合の)評議員会の招集請求
 ・理事会への出席・意見陳述

- ④理事の業務執行状況の監査(37条)

- ④理事会の招集請求権・招集権、評議員会の招集権の付与(不正等の場合)(37条)

- ④理事の法令違反行為等の差止め(40条の5)

- (2) 情報公開の充実
 ・寄附行為、役員名簿の一般閲覧(33条の2、47条)
 ・役員報酬基準の作成・閲覧(47条、48条)
 ・【大】財務書類等及び役員報酬基準の一般閲覧及び公表(47条、63条の2)

- (3) 中期的な計画等の作成
 ・予算、事業計画の作成の義務付け(45条の2)
 ・【大】認証評価の結果を踏まえた事業に関する中期的な計画の作成を義務付け(45条の2)

- (4) 破綻処理手続きの円滑化
 ・解散命令による解散時の所轄庁による清算人選任(50条の4)

監査

評議員会

意見

- ⑤中期的な計画・役員報酬基準への意見(42条)

- 【選任】** ・職員、卒業生に加え寄附行為の定めるところにより選任された者が就任
【理事・理事会への牽制機能】 ・予算、事業計画、寄附行為変更等に関する意見聴取義務

- ・理事の定数の2倍超で組織
 ・意見陳述・答申・報告請求権 等